

# でんさいライト利用規程

(2024 年 3 月 12 日制定)

## 1. 趣旨

でんさいライト利用規程（以下「本規程」といいます。）は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「当会社」といいます。）が、株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程、株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則（以下これらを「でんさいネット業務規程等」といいます。）、ならびに窓口金融機関が定める当会社の電子記録債権（以下「でんさい」といいます。）に関する業務および関係する各種取引に係る規程（以下「窓口金融機関利用規程」といいます。）にもとづき、当会社が提供する「でんさいライトサービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して定めたものです。

## 2. でんさいネット業務規程等、窓口金融機関利用規程および本規程への同意、ならびに関係規程の準用

本サービスの申込人（以下「利用申込者」といいます。）は、でんさいネット業務規程等、窓口金融機関利用規程および本規程の内容に同意したうえで、本サービスの申込を行うものとします。

当会社が利用者に本サービスを提供するに際しては、当会社と利用者との間に、でんさいネット業務規程等および本規程が適用されるものとします。

また、本規程に定めのない事項については、でんさいネット業務規程等または窓口金融機関利用規程ほかの各種規程により取り扱います。

## 3. 用語の定義

本規程で用いられる用語は、本規程に別段の定めがある場合および文脈上別に解すべき場合を除き、でんさいネット業務規程等において定義される意味を有するものとします。

## 4. 利用環境等

### (1) 利用方法

本サービスは、でんさいライト（株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程第2条第28号で規定するインターネット・サービス）または窓口金融機関を通じて利用するものとします。

### (2) 利用環境

本サービスは、日本国内でのみ利用するものとし、9.に規定するサービスごとに、インターネットに接続されている等の当会社所定の環境（当会社所定の環境について

は、当会社のウェブサイト上でご案内します。)を備えた端末(以下「端末」といいます。)または窓口金融機関所定の方法を用いて行うものとします。

### (3) 利用環境の整備およびその費用負担

本サービスをでんさいライトを通じて利用する場合、使用する端末は利用者自身が占有・管理する端末に限ることとし、利用者は、利用者自身の責任と費用負担で、本サービスを利用するにあたり必要となる機器(コンピュータ、通信機器、電話回線などを含みます。)およびインターネット・ブラウザなどを取得および設置するとともに、電話利用料金、専用回線使用料など、一切の費用を負担するものとします。

ただし、当会社所定の環境が備わっていても、利用者個別の設定がなされている場合等の事情により本サービスを利用ができないことがあります。

## 5. 本サービスの業務時間および営業日

### (1) でんさいライトを通じて利用する場合

#### ① 業務時間および営業日

本サービスの業務時間は午前8時から午後7時まで、営業日は銀行営業日とします。

#### ② 業務時間および営業日の変更

上記①の定めにかかわらず、当会社は、上記①の業務時間および営業日を利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

#### ③ 本サービスを利用できない場合

業務終了時刻間際に記録請求等を行う場合、当日中に後続の手続が完了しないことや、当会社によるシステムメンテナンス等の都合により、業務時間帯であっても、本サービスを利用できない場合があります。

### (2) 窓口金融機関を通じて利用する場合

窓口金融機関において取り扱う業務は、当該窓口金融機関所定の業務時間、営業日とします。

## 6. 手数料

### (1) 手数料

本サービスをでんさいライトを通じて利用する場合、当会社所定の手数料(当会社所定の手数料は、当会社のウェブサイト上でご案内します。)ならびにこれにかかる消費税および地方消費税相当額をお支払いいただく必要があります。

### (2) 手数料の支払方法

当該手数料は、利用者が本サービス申込に際して指定した手数料引落口座(以下「手数料引落口座」といいます。)から、当会社所定の日に自動的に引き落とす方法により支払うものとします。この場合、領収書は発行しないものとします。

### (3) 手数料金額の変更

当社は利用者に事前に通知することなく手数料を変更する場合があります。

また、今後提供するサービスの変更等に伴い手数料その他本サービスにかかる諸手数料を新設または改定する場合、当社は、特段の規定のない限り、前項と同様の方法により、当該手数料を引き落とします。

### (4) 窓口金融機関における手数料

上記の当社所定の手数料とは別に、窓口金融機関所定の手数料がかかる場合があります。当該手数料については窓口金融機関からご案内します。

## 7. 本サービスの利用申込

### (1) 申込方法

本サービスの利用にあたっては、窓口金融機関所定の申込書（当社所定のウェブサイトにより作成した申込書を含みます。）による申込（以下「本サービス申込」といいます。）を必要とします。

### (2) 決済口座、手数料引落口座

#### ① 決済口座、手数料引落口座の届出

利用申込者は、本サービスで利用する決済口座（以下「決済口座」といいます。）、手数料引落口座を本サービス申込に際して窓口金融機関宛に届け出るものとします。

#### ② 口座届出における制限

本サービス申込時において決済口座と手数料引落口座は同一口座のみ指定することができるものとします。

利用者が決済口座と異なる口座を手数料引落口座に指定することを希望する場合、窓口金融機関が認めたときに限り、本サービスの利用開始後に当社所定の手続により当社宛に口座の変更を届け出ることができます。

### (3) ユーザ管理

#### ① 権限設定

本サービスの利用契約（以下「本利用契約」といいます。）の締結後、でんさいライトを通じて本サービスの利用を開始するにあたっては、利用者はでんさいライトの管理者 ID を用い、当社所定の方法により利用者 ID ごとにでんさいライトの利用者権限を設定・変更するものとします。

#### ② 利用者 ID 等の管理

利用者 ID（管理者 ID を含みます。）・パスワードその他本サービスをでんさいライトを通じて利用するにあたって必要な全ての情報および機器等については、利用者自身の責任において厳重に管理するものとします。

#### ③ 管理者 ID の再発行手続

利用者が管理者 ID・パスワードを失念した場合、当会社所定の手続を行うことにより管理者 ID・パスワードの再発行を申請することができます。

#### ④管理者 IDに係るパスワードロックの解除手続

利用者が管理者 ID のパスワードについて、当会社所定の回数を超えて連続して届出と異なるパスワードを入力した場合、当会社は利用者に事前に通知することなく、管理者 ID の利用を停止します。利用を停止された管理者 ID の利用を再開するためには、当会社所定の手続が必要となります。

### 8. 本人確認

本サービスをでんさいライトを通じて利用する場合、当会社所定の認証方法による本人確認が必要となります。

### 9. 本サービスについて

#### (1) 記録請求

##### ①記録請求の方法

利用者は、端末を用いてでんさいライトのウェブサイトアクセスし、でんさいネット業務規程等の定めに従ってそれぞれの電子記録の請求（以下「記録請求」といいます。）に必要な事項を提供することにより、当会社に対して以下の記録請求を行うことができます。

- a. 発生記録請求（本サービスの利用者を債務者とするでんさいの発生記録請求を行う場合、請求可能な債権金額は 1 円以上 100 万円以下に限る。）
- b. 譲渡記録請求
- c. 支払等記録請求
- d. 変更記録請求（本サービスの利用者を債務者とするでんさいについて債権金額の変更記録請求を行う場合、変更後の債権金額は 1 円以上 100 万円以下に限る。）
- e. 分割記録請求

##### ②記録事項の確認

利用者は、利用者自身が請求した電子記録の記録事項について、以下の（2）の開示請求等を行うことにより確認するものとします。

##### ③記録請求の変更または取消

株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則に定める要件を満たす場合、利用者は、当会社所定の日までに、本サービスを通じて、当該記録請求の変更または取消をすることができます。

##### ④サービスの変更

これらのサービス内容は事前の通知なく変更することがあります。

## ⑤利用できないサービス

本サービスにおいては、以下のサービスを利用することはできません。

- a. 単独保証記録の請求・承諾
- b. 指定許可先の登録
- c. 譲渡記録請求時の債権金額指定

## ⑥窓口金融機関による記録請求の代行

上記①にかかわらず、利用者は、窓口金融機関が認める場合、または当会社システムの障害等、当会社が真にやむを得ないと判断する場合、窓口金融機関所定の方法により当該窓口金融機関において対応が可能な範囲内で、当該窓口金融機関に対し記録請求の代行を依頼することができます。

なお、当会社または窓口金融機関に故意または重大な過失がある場合を除き、窓口金融機関が利用者の記録請求を代行したことにより利用者または第三者に生じた一切の損害および責任は、利用者が負担するものとします。

## (2) 電子記録の記録事項等の開示

### ①開示請求等の方法

利用者は、端末を用いてでんさいライトのウェブサイトアクセスし、当会社に対してでんさいネット業務規程等で定める電子記録の記録事項等の開示の請求（以下「開示請求等」といいます。）のうち最新債権情報開示および定例発行方式の残高証明書の発行請求を行うことができます。

なお、当会社は、開示請求等の方法を利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

### ②窓口金融機関への開示請求等の方法

上記以外の開示請求等は、窓口金融機関所定の方法により行うものとします。

## (3) でんさい割引申込等通知

### ①割引申込の通知

利用者は、窓口金融機関が認める場合、端末を用いてでんさいライトのウェブサイトアクセスし、でんさい割引を提供する窓口金融機関に対し、でんさいの割引申込を行うことができます。当会社は、利用者からでんさいライトを通じて、窓口金融機関に対するでんさいの割引申込に関する情報（以下「割引申込情報」という。）を受領した場合には、当該窓口金融機関による当該割引申込の承諾を条件として、当該利用者を譲渡人、当該窓口金融機関を譲受人とする当該でんさいに係る譲渡記録請求または分割（譲渡）記録請求が行われたものとみなし、当会社は、当該譲渡記録請求または分割（譲渡）記録請求に付随する情報として、当該窓口金融機関に割引申込情報を通知します。

### ②割引審査結果情報の通知

当会社は、窓口金融機関から、でんさいライトを通じて、利用者に対する割引手

続の審査結果等に関する情報（以下「割引審査結果情報」という。）を受領した場合には、当該窓口金融機関から当該利用者に対する上記の譲渡記録請求または分割（譲渡）記録請求に係る結果通知が行われたものとみなして取り扱います。その場合、当会社は、当該譲渡記録請求または分割（譲渡）記録請求に係る結果通知に付随する情報として、当該利用者に割引審査結果情報を通知します。

#### **(4) 通知等の取り扱い**

##### **① 通知等の取り扱い**

当会社または窓口金融機関は、利用者に対し、本サービスの利用内容等について通知、照会または確認（以下「通知等」といいます）を行うことがあります。その場合、利用者が 11. (1) により予め当会社に届け出た電話番号・電子メールアドレスのうちいずれかへの連絡、またはでんさいライトのウェブサイト画面上にその旨を表示することにより通知をするものとします。

当会社または窓口金融機関が、11. (1) の連絡先宛に通知等を発信、または送付書類を発信した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。

また、でんさいライトのウェブサイト画面上への表示をもって通知する場合は、当会社が同ウェブサイト画面上に通知内容を表示した時に、利用者に到達したものとします。

なお、当会社は、でんさいライトのウェブサイト画面上での表示に加え、利用者が 11. (1) により予め当会社に届け出た電子メールアドレス宛に、ウェブサイト画面上に表示した旨を送信することがありますが、この場合も、ウェブサイト画面上の表示をもって、利用者に通知したものとします。

##### **② 電気通信回線を通じた書面等の取り扱い**

当会社または窓口金融機関が利用者に対して各種書面等につき提出・交付・送付・通知する場合は、各種書面等の内容を電磁的に記録したファイルを電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供した時点で、利用者に対して当該各種書面等の提出・交付・送付・通知が行われ、利用者に当該各種書面等が到着したものとみなします。利用者は、当会社または窓口金融機関所定の方法により各種書面等を閲覧する義務を負うものとし、利用者が当該各種書面等を閲覧しなかった場合には、そのために利用者に生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負いません。

## **10. 免責事項**

### **(1) 本サービス利用上の損害**

利用者は、でんさいライトを通じて請求することができる電子記録については、ウェブサイト画面上で利用者自身の責任において記録請求に必要な事項を入力したう

えで当会社所定の操作を行うことにより、当会社に情報を提供するものとし、当会社は、利用者による記録請求の内容および記録請求に際して提供された情報について、責任を負いません。

また、利用者が電子記録義務者として記録請求をした場合または債権者請求方式にもとづき電子記録権利者もしくは電子記録義務者として記録請求をした場合において、当該利用者以外の電子記録義務者または電子記録権利者との間で記録された債権記録の内容または記録請求に際して提供された情報について紛議が生じたときは、当該利用者自身の責任において解決するものとします。

## **(2) 記録の保存**

利用者が本サービスをでんさいライトを通じて利用した場合になされた利用者と当会社間の通信の記録ならびに電子文書等は、当会社所定の期間に限り当会社所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当会社がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより利用者に生じた損害については、当会社は責任を負いません。

## **(3) 本利用契約の解約、解除または本サービスの利用制限**

当会社および窓口金融機関は、12. に定める本利用契約の解約、解除または本サービスの利用が制限されたことにより利用者に生じた損害または損失について、責任を負いません。

## **(4) その他**

- ①当会社は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、利用者に対して、何らの保証をするものではありません。
- ②当会社に故意または重大な過失がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、利用者が一切の責任を負うものとし、当会社は責任を負いません。なお、当会社の責めに帰すべき事由がある場合における当会社の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実に発生した直接損害に限ります。当会社はいかなる場合であっても、逸失利益、間接損害、特別損害、その他利用者に生じる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。
- ③利用者が本サービスを、利用者自身が占有・管理する端末または窓口金融機関所定の方法により利用しなかった場合には、そのために利用者に生じた損害については、当会社は責任を負いません。

# **11. 届出およびその変更手続**

## **(1) 届出**

利用者は、以下の事項についてでんさいライトのウェブサイト画面上で必要な事項を入力することにより当会社宛に届け出ることができます。

- ①利用者 ID

- ②利用者 ID（管理者 ID を含みます。）に係るパスワード
- ③利用者 ID（管理者 ID を含みます。）に係る携帯電話番号
- ④利用者 ID（管理者 ID を含みます。）に係る電子メールアドレス
- ⑤FAX 番号
- ⑥記録請求の制限等の設定

## **(2) 届出事項の変更**

利用者は、上記(1)の各事項の変更を希望する場合、でんさいライトのウェブサイト画面上で必要な事項を入力することにより当会社宛にその変更内容を届け出るものとします。

## **(3) 手数料引落口座の変更の届出**

利用者は、届出済みの手数料引落口座の変更を希望する場合、窓口金融機関が認めたときに限り、当会社所定の手続により当会社宛に届け出ることができます。

## **(4) 窓口金融機関への変更の届出**

上記(2)および(3)を除く利用者登録情報等の変更については、窓口金融機関所定の書面等により当該窓口金融機関の取引店宛に届け出るものとします。

## **(5) 変更登録処理完了までの取り扱い**

上記(2)から(4)までの届出に係る変更は、当会社または窓口金融機関において変更登録処理が完了した時に、効力を生じるものとします。

当会社は、上記(2)から(4)までの届出に係る変更登録処理が完了するまでの間、登録内容に変更がないものとして取り扱うこととし、万一これによって利用者に損害が生じた場合でも、当会社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当会社は責任を負いません。

また、上記(1)から(4)までの届出がされなかった場合または届出の内容に誤りがあった場合には、そのために利用者に生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負いません。

# **12. 解約等**

## **(1) 利用者による本利用契約の解約**

利用者は窓口金融機関が定めるところにより、窓口金融機関に対し、本利用契約の解約の申出をすることができます。

解約の効力は、当会社が解約の申出をした利用者を債務者もしくは電子記録保証人または債権者とするでんさいのうち、本利用契約に係るでんさいの全部が消滅したことを支払等記録によって確認した時に生じるものとします。

なお、解約日において当会社への未払手数料等があれば、当会社所定の引落日に手数料引落口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。

## **(2) 本利用契約の解除**



当会社および窓口金融機関は、利用者が以下の①から⑥までの事由のいずれかに該当する場合には、本利用契約を解除することができるものとします。

- ① でんさいネット業務規程等で定める利用契約の解除事由に該当した場合
- ② 利用者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合
- ③ 利用者の信用状態に重大な変化が生じたと当会社が判断した場合
- ④ 解散その他営業活動を停止した場合
- ⑤ 上記 6. に規定する当会社所定の手数料等を 2 か月連続して支払わなかった場合
- ⑥ 本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与に係る内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当会社が判断した場合、および犯罪等への関与が疑われる等、相当の事由があると当会社が判断した場合

利用者は解除の効力が生じるまでの間に上記 6. (1) の手数料が生じた場合には当会社所定の引落日に手数料引落口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。

解除日において当会社への未払手数料等があれば、当会社所定の引落日に手数料引落口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。

### **(3) 解約等時の未処理**

本利用契約が解約または解除により終了した場合には、その時まで各種請求等の処理が完了していない取引の依頼について、当会社はその処理をする義務を負いません。また、そのために生じた損害については、当会社は責任を負いません。

### **(4) 本サービスの利用制限**

当会社および窓口金融機関宛に予め届け出た電子メールアドレス等の相違等により、当会社から利用者宛に送信した通知等が不着になった場合、当会社は、利用者に通知することなく、本サービスの利用を制限することができるものとします。

## **13. 本サービスの休止、停止および廃止**

### **(1) 本サービスの休止**

当会社は事前に利用者に通知することなく、本サービスの全部または一部を休止できるものとします。そのために生じた損害については、当会社は責任を負いません。

### **(2) 本サービスの停止および廃止**

当会社は、90 日前の事前の通知（当会社の電子署名を付した電子データによる通知も含むものとします）をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。

ただし、緊急やむをえない場合、当会社はこの期間を短縮できるものとします。この場合、利用者は当会社に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の

原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

当社が本サービスを廃止するときは、当社は、利用者に対し、本利用契約の解約の申出をすることができるものとします。

解約の効力は、当社が解約の申出をした利用者を債務者もしくは電子記録保証人または債権者とするでんさいのうち、本利用契約に係るでんさいの全部が消滅したことを支払等記録によって確認した時に生じるものとします。

なお、解約日において当社への未払手数料等があれば、当社所定の引落日に手数料引落口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。

#### **14. 本規程の変更等**

当社は本規程の変更が必要であると判断した場合には、当社のウェブサイトへの掲載等、その他相当の方法で利用者に変更内容を公表することにより、本規程の内容を変更することができるものとします。

利用者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当社が相当と認める期間内にその旨を当社に通知するものとします。

当社が利用者から変更不同意の旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。

また、変更不同意の旨の通知があった場合には、当社は事前に通知することなく本利用契約を解約できるものとします。

#### **15. 権利・義務の譲渡・質入の禁止**

利用者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

#### **16. 機密保持**

利用者は、法令により開示を要求された場合および既に公知になっているものを除き、本サービスの利用または提供によって知り得た窓口金融機関および当社のいかなる情報も漏洩してはならないものとします。

#### **17. 損害賠償等**

利用者は、でんさいネット業務規程等および本規程に違反する行為その他の故意または過失行為によって当社に直接または間接に損害を与えた場合には、当社が被った損害を賠償するものとします。

また、利用者がかかる行為によって第三者に損害を与え、または第三者との間に紛争が生じた場合、利用者は、自己の責任と費用負担において、これを処理し、解決するものとします。

## 18. 契約期間

本利用契約の当初有効期間は利用開始日から起算して1年間とします。利用者または当会社から特に申出のない場合に限り、有効期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

## 19. 準拠法と合意管轄

### (1) 準拠法

本規程は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。

### (2) 合意管轄裁判所

本サービスの利用に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含みます。）は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。